

参議院内閣委員会会議録第三十二号

昭和三十年七月二十三日(土曜日)午前
十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 長島 銀藏君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
植竹 春彦君
中山 壽彦君
豊田 雅孝君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
田畑 金光君
松浦 清一君
木島 虎藏君
堀 真琴君

委員外議員

菊川 孝夫君
内村 清次君

國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君
國務大臣 大久保 寛次郎君

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省主計局長 正 示 啓次郎君
通商産業大臣官房長 岩武 照彦君
通商産業省 齋藤 正年君

事務局側

石炭局長 齋藤 正年君

常任委員 杉田正三郎君
専門委員

本日の会議に付した案件

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公共企業体職員等共済組合法案(植竹春彦君外二十七名発議)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○田畑金光君 この問題の質問に關連するわけですが、通産大臣にお尋ねいたしたいことは、昨日衆議院で政府提案にかゝる石炭鉱業合理化臨時措置法が通りまして、参議院に送付されるわけでありまして、この法律が国会で成立したといたしまして、実施について、あるいは政令、省令等の手続を経て発足することになるものであらうと見るわけでありまして、本法律の附則によりまして、「公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する」と、こういうことになって参ります。一休いところまでこれを発足させる御方針であるのか。ことにこの法律の重要な内容である炭鉱整備事業団、あるいは石炭鉱業審議会の発足等は、この法律の重要な骨子になっておられますので、この辺の見通しについてまず承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) お尋ねの通りに、特にこの事業団、それから審議

議会等は急いで発足したいのであります。至急に手続をいたしましてやるつもりであります。まあおそろくも十月には開店ができるようにいたしたい。

○田畑金光君 十月発足となって参りますと、すでに普通の常識から申しますと、炭鉱も需要期に入ってくるわけでありまして、ことに当面の石炭の問題というものは、夏がれの問題が大事ではないかと考えております。十月発足するといつても、仕事が軌道に乗るのも相当時間を要すると思はなければなりません。そうなる参りますと、今日当面の石炭政策というものは何に重点を置いて政府当局はおやりになっておられるのか、この点を私はまず伺つておきたいと考えております。

○政府委員(若武照彦君) この法律施行までの間の問題といたしまして、今御指摘のように夏がれの問をつなぐ問題、ことに中小炭鉱の問題が中心になると思ひます。そこで通産省としましては、緊急な施策としまして、一つは、中小炭鉱に對しまする融資を、中小企業金融公庫の對象の企業の資本金の限度を引き上げて、急場の間に合はしたいと考えております。それからもう一つは、電力用炭の買入れをもう少し促進いたしまして、これは冬場に使う石炭でございまして、繰り上げて早目にたくさん買入るよう目下実際の指導を行なつておる最中でありまして、そういうふうにいたしまして、

できるだけ需要期までに至る間をつないで参りたい、こういうふうな考えております。

○田畑金光君 官房長からの御答弁がありました。今の答弁はいつの質問のときにでも承ることであつて、そういうことを私はお座なりにお聞きしようといふわけじゃないのです。おそろく石炭の問題については、石橋通産大臣の就任の方針の大きな題目の一つとして、石炭産業の安定ということが取り上げられていたはずで、国内資源の保護という立場において石炭産業を安定しなければならぬといふことは、石橋通産大臣の大きな政策の一つであつたはずであります。そこで私のお伺ひしたいことは、すべてこの法律に、合理化法案が通るまでは石炭政策というものはたな上げにしようとするお考えであるのか、それとも当面の石炭政策として、今、官房長の話によりまして、中小企業金融公庫を通じて融資の道を講じておるといふお話しでなく、現実はどういう手を打ったか、あるいは資金運用部資金の貸付、金融機関に対する預託を通じ、中小炭鉱への貸付の道を講ぜられておるかも知れません。どのように閣議を通じ、政府は今当面の石炭産業安定のために手を打つておられるか、具体的な内容について私は承わりたいと思ひるので

○國務大臣(石橋湛山君) 大体は今、官房長からお答えした通りであります

が、まあさしずめの問題は、どうしても金融をつないでやらなければならぬ。そこですでに中小企業金融公庫の貸し出し制限は、今まで二千万円でありましたが、今三千万円に拡張いたしました。なおそのほかに、これは普通の融資はまあ中小企業金融公庫でもやうであります。ただ救済して金をくれてしまふといふわけにいきませんから、やはり相當の筋を通さなければならぬといふ、そういうわけで保証制度を活用しまして、果ても、たとえば福岡県ではまだ県会が開かれないといふ話であります。とにかく県でも一つ信用保証の手を打つてもらいたい。そうすると、結局国の保証と両方合わせ、これは九割程度の保証ができることになりまして、それから、そうしますと、一般の金融機関に資金を回して融資することも案になりますので、さういふ手を打つといふことでやっておりますが、ただ私はまだ報告を聞いておりませんが、福岡県の県会では連絡が、いふことを議長や知事からは連絡が、ありました。すでに決議をしたかどうか、実はまだ存じません。これができれば福岡県についてはさらにやります。同じように北海道等においても手を打つてもらいたい、かように考えて、今日では待機をしておるより次第でございます。

それから今度の合理化法案も、さっき申しましたように、特に金融の面においては事業団の発足を早くする必要があるといふこと、それではまだほんと

うにどういふふうにやるという具体的
なこまかい点は定まつておりませ
んが、たとえば事業団を早く、これ
はどうか、設立委員会を開かなければなり
ませぬ。設立委員会を開いて、それで事
業団の看板を早くかけて、そうして買
い上げの実際には行われなくても、とに
かく買い上げの申し込みだけは至急に
受け得るようなことにしたらば、よほ
ど急場をしのぐのに役立つのじゃない
かというようなことも考えてやってお
るようなわけで、まあ大体以上の方
なことであります。

○田畑金光君 中小企業金融公庫を通じて融資の問題について、いま一度お尋ねいたしますが、福岡県会でも決議をやっておるといってお話であります。なるほど過日の新聞を見ますと、福岡県の知事が中小企業信用保険法に基づく保証とは別個に、県独自で一五%前後の債務保証を考慮したい、こういう談話記事を私も拝見いたしました。しかしそれは今福岡の方も御承知のように、特に炭鉱をかかえておる県は福岡と言わず、あるいは北海道と言わず、福島と言わず、佐賀と言わず、県財政が非常に逼迫しておるわけであります。中小企業信用保険法に基づく保証のほかは、府県財政が独自の立場で保証すると言つても、みずからの自主財源に依存することは不可能であらうと考えております。これは当然政府が資金運用部資金等の運用を考慮されることが前提でなければならぬと私は考えております。そういうことを考えてみましたとき、政府が中小企業信用保険制度を活用されるにいたしましたも、中小企業金融公庫等に特別に資金運用部資金等からワクの貸付なりをやらなけ

れば、私は実現不可能であらうと考え
ておりますが、どの程度政府は具体
的に手を差し伸べてこられておるの
か、あるいはまた福岡県会と言わず、
炭田地帯の府県に對しまして具体的
にどういう金融上の措置、援助を与
えられたのか、援助というよりも、そ
のような貸付の措置等をとつてこれ
たのか、その点を具体的に承わつてお
きたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正年君) 今福岡県の
債務保証の問題でお尋ねがございま
したけれども、これはたまたま福岡県
の場合には信用保証協会による保証し
かございせん、その保証も限度が非
常に低い。全融資に對してたしか六割
であつたかと思ひますが、ということ
になつておりますので、銀行が信用保
険をつけた場合には、その額につ
いては保証ができないというやうな技
術的な關係にありますので、福岡県が
特に県会で保証の限度を拡張するやう
な措置が必要でございしますが、しか
しこれは府県によりましては、すでに百
パーセント保証をなしておる府県もご
ざいます。現に北海道等はそういう措
置をとつておりますので、そういうほ
かの従来の措置によりまして銀行が安
心して貸せるやうな形になつておりま
すれば特に必要はないわけでございま
す。お話の金融問題でございしますが、こ
れは要するに資金の量の問題と、それ
から保証の問題と二つある。保証の問
題については、政府の信用保険が今ま
であまり活用されておりませんので、
これは一つ積極的に活用してもらうよ
うにしよう、それから今のようにまだ
保証の措置の不十分の府県では保証措
置をもう少し強化してもらうようにし

より、それから資金の量についてはできるだけ公庫を活用したい。公庫については資金のワクというものがございませんので、現在のところ資金のワクが足りなくて炭鉱に金が出ないというようなことはございません。従ってできるだけ公庫を利用してもらう、その方法として公庫の融資の限度についても特別な措置を暫定的にやってもらうというような措置を講じよう、それから公庫を通じて行けない分につきましては、これは一般の資金ルートによる以外にございませんので、これは日銀の方で、銀行の預金があった場合には十分金を出してもらうようにしようということになっておりまして、いずれも大休日銀の方も趣旨はよく了解しておるわけであります。大臣からお話しいたしましたのは、そのうちたまたま福岡県の保証限度の問題がまだほかの府県に比べまして少しくれておる、信用保険などを十分活用するような態勢になっていないということで、それを直してもらうように県の方に話をし、県の方もその不足分を、保証を抵張するような措置を次の県会できょうということを知事が言明したということとを申し上げたわけであります。

○田畑金光君 この点を継続すると非常に時間がかかるので、またいつ答弁を承わっても、斎藤局長の御答弁は同じような内容でありますけれども、政府が力こぶを入れておるがごく説明なされるが、現実にはとも末端に行つて中小炭鉱等が融資を受けて。ほかというのと受けていないわけでは。とんどの炭鉱があらゆる金融機関から締め出されておるのですよ、これはね。いわゆる大手筋と言われておるよ

うな銀行の系列の中にある炭鉱であるとか、あるいは企業の信用力の、もうずっと古くから高いような山は別個ですが、限られておるのです。いわゆる中小炭鉱という法律上の概念あるいは定義、こういう範疇にある山というものはほとんど全部一般の金融機関から締め出されておるといのが今日の状態であるわけなんです。いつお聞きしましたも、資金についてはこういう措置をとっておると御説明でありますけれども、末端には一向その効力というのが反映されていないのです。具体的ににお尋ねいたしますが、中小企業金融公庫のワタは別個に炭鉱のために設けなくても十分であるという今の御説明であります、十分であるとするならば、今のワタ内で中小企業金融公庫は協力するというのは、あるいはもう少し中小炭鉱には別ワタを設けるとか、あるいは別の預金部資金を投入しなければむずかしいとされておるのか、具体的にそのような方針で融資が行われておるといふ地方はどことどこなのか、この点具体的な事例を承わっていただきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正年君) これは公庫につきましては、御存じのように開業銀行と違ひまして、業種別に、この業種には幾らもの融資をするといふふうな制限は何もないわけでございます。従つてこれは結局代理店銀行別にきめましたワタが若干の制約になるわけでございしますが、特に石炭に關係の深い銀行がたぐさん融資をして、そのワタを越した場合には幾らでもワタを増額いたしますといふことを公庫の方で申しておりますので、今のところは実際問題としてワタについては心配がな

い。現に昨年の秋から以後、一年足らずの間に二十億近い金が出ておるこれはほかの産業に比べまして段違いに高い金額でございます。従つて公庫の金としてはかなり多く出てるのではないかとわれわれは考えておる次第であります。それから一般市中銀行の資金源につきましては、これは日本銀行等にも十分話してございまして、銀行側から要求があれば十分考へるといふ趣旨のことを日本銀行の方では申しております。特に最近一般的に見ますれば、むしろ金融情勢は非常によくなりまして、地方銀行で第二次商率の適用のあるような銀行というのは非常に限られておるような状態でありましてから、結局銀行が貸す気があれば、相当従来よりも貸しやすくなつておるという状態になつておるわけでございます。す。そこで結局足りないところは、まあ信用問題ということになりますので、そこで福岡県のように、まだ保証措置の十分でないところは、できるだけそれを拡張してくれといふことを政府の方から関係府県に依頼してあります。福岡県は、先ほど大臣からお話いたしましたような措置をとらうと言つておるわけでございます。ただ、これはたとへ公庫といたしまして、すべてこれは経済ベース、コマース、ル・ベースというのが基本でございますから、全然経理の改善において十分な措置をとらないとか、あるいは従来債務返済についてまじめな努力を全然しないというようなところには、銀行としても貸し出すのは困難だということとはやむを得ないことでありまして、これは金融というものの性質上、どうしても全部が一律なる恩典を受けると

化法案がかりに通つたといひまして

というか、自然自由競争の中でこれだ

か、單に失業を救済するといふのでな

炭鉱の職場に就職をあっせんすると

向けの能力を身につけて、炭鉱地帯

整えるということを労働省の方は計画しておられます。そういうふうな線で、むしろ石炭のコスト引き下げによって、他の産業の発展の面につゝ吸収されますように、われわれの方としてはできるだけ努力したい、かように考えておられます。

○田畑金光君 大臣にお尋ねいたしますが、先ほど私当初に申し上げましたように、昨日石炭合理化法案が衆議院を通過しました際に、私は新聞で拜見したわけですが、六つの条項を付帯決議としてこの法案は通っているわけですか。この付帯決議については政府としてどのように考えておられるか、ことに通産大臣としてどのように考えておられるか、ことに通産大臣としてこの付帯決議を尊重されて、今後の行政施策の上にこれを実現するような努力を払われるかどうか。もちろん院の決議でありますから尊重されることは当然だと思いますので、この六項目につきまして、具体的にどのような面で実行なされようとする御意思があるか、この点に際承わっておきたいと思います。

○國務大臣(石橋湛山君) その仲野
議は全体として私どもも異論がないと
ころで、この通りにできるだけ努力す
るということは衆議院でも申し上げて
おります。広いいろいろな局面、いろ
いろの点がありますが、第一は、労働
問題であります。これは今お答えい
たしましたように、労働問題は非常に
重要でありますから、どうしても労働
組合等の相当の協力がなければ、この
石炭合理化も十分できないわけであ
りますから、できるだけ努力して、も
ちろん、転業等については実際政府としては金
真剣にこの問題に取り組んで、はん

うに効果があるようにしたいといふ、
かようにやっておりますから、御趣意
には沿うことができるだろうと考へて
おります。それからあとは標準炭価の
問題、それから石炭化学工業の振興そ
の他に努力しろということでもあります
が、これもこの通りに実は最初から考
へております。それから第四の鉱業権
の買収に當つてそこへいろいろの資材
等を供給しているものの償還の回収に

ついで特に考慮しろというのでありますが、これは直接に政府がこれに關与するわけにはいかないと思ひますが、しかし、どうせこういうふうな債務が非常に多い炭鉱の鉱業権を買います場合には、金融界あるいはそのほかの労働者、債権者との話し合いがつかないと、これは買えないわけがありますから、その場合に各地方の通商局等を通じて十分指導して、できるだけこの第四の趣意にも沿うようにしたい。

それから租鉱権の問題もいろいろ議論がありまして、これも租鉱権そのものを買い上げるといふことはできかねますけれども、租鉱権利者にも十分その

利益を考慮してやるといふことは何ら異論がない。あと六は一般の問題でありまして、石炭鉱業の現状について十分の考慮をしる、これはもう申すまでもございませぬ。かようなわけで、これらの付帯決議については私どもとしてもけっこうであります。十分尊重して実行しよう、こう考えております。

○田畑金光君 最後にもう一つ。いろいろこれで質問するときにがないのでこの辺で終わりますけれども、今の説明の中で、私まあけっこうですと言え、それまでですけれども、全部これは神

象的な答弁で、どの程度実行されるものか、実行の意意についてはいささか疑問を挟む者であります。ことにこの合理化法案を私たちが見ました場合に、この需給安定計画というものがなすということ、政府が石炭産業の需給安定に關しまして責任ある施策というものを何ら保障されていないというものが私は最大の欠陥じゃないかというのがあるわけです。仰せの通り、石炭化

学工業の振興を促進されると、こうい
うお話であります。が、石炭化学工業
を具体的にどういう面で振興なさられ
て、それに対する石炭消費の裏づけは
どの程度を考えておられるのかという
ような点であります。昨年は業者の自
主的な共同行為と申しますか、生産制
限の申し合せによって石炭需給のアン
バランスをなくする努力を払って参り
ましたが、政府はこの法案施行ととも
に、どの程度需給安定に責任を持たれ
ようとする御意思であるか、この点も
もう一度伺っておきたいと思ってお
ります。第二に伺いたいのは、この法律
の対象の中に、お話のように租鉱権
の所有者が対象に成っていないのです。

鉱業と租鉱権のある租鉱区の鉱業権
設については買上げの対象と、こう
うことになっておりますが、租鉱権
という物的権利が物権が租上につ
ないというのは、どういう考え方に
くものであるかということが第二の
問であります。第三の質問といた
しては、六項目の中におきますこと

は一般論じゃなくて、不炭鋳造の現
は過大借り入れの重圧のもとにある
いうことであります。今日借り入れ
額が六百億をこえておると言われ
りますが、この利息だけでも年々数

憶に上つてゐるわけでありませう。非體に石炭産業の企業にとつては、重圧になつておるのであります。が、過大借り入れのこの重圧をどう排除するかといふことが大きな問題になつておるわけですが、こういふ点についてどうお考えになつておられるか、また具体的にどのような解決されようとする御方針であるのか、この点を最後に承れておきたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 石炭化学工業等について新しい石炭の需要分野を開拓するということは、むしろ一般的には努力いたしますが、その具体的的の現在幾らか始まっておりますことについては、なお政府委員から申し上げます。それから租鉱権の問題は衆議院でもずいぶん議論があつたのであります。が、どう論議してましても、法律上どうしても租鉱権そのものを買い上げるといふことが困難であるといふわれわれの結論であります。従つてこれを買い上げの目標にする、対象にするといふことは必ずかしいが、しかし實際問題を処理する場合には、十分租鉱権者の利益も尊重するような美情処理を

として行くようにいたそう、こういうこと
とに考えております。それからこの石
炭鉄業の過大借り入れの問題は、こゝ
はもつともでありまして、しかし石炭
鉄業だけでなく、実は日本全体の産業
が、特に石炭とか、電気はひどいので
ありますが、過大借り入れの弊に陥
てゐる。いわゆるオーバードロー

ソングの解消ということとはたえざる間
でありまして、今度の石炭鉱業合理
法案によりまして、その借入れの
利の一部分は引き下げる、ただしそ

は直接にはさしすめば買ひ上げに於ける資金としてその金利負担の軽減分が行くわけでありませう。しかし石炭鉱業全体としては、それだけでもある程度の救済になるわけでもあります。なお全數にオーバー・ボローイングの問題というものは、これから一つ検討して、これは大蔵大臣等とも十分話し合ふなければならぬのでありますが、各個人私は私なりの考えを持っておりませう。

か、かしその考えをそのままに政府の施策として実行するのには、政府として決定したきなければなりませんから、今後この問題についてはなお一つ検討をいたしたいと考えております。

○政府委員(斉藤正年君) 石炭化学の問題でございますが、これは従来の方
法、たとえばコークス灰渣であります
とか、あるいはウインクラークという
ふうな従来のガス発生方法というよう
なものについては、もう特に必要がな
さいません。ガス事業につきまして
は、御存じのように五カ年計画で推
進してございまして、今度それを改訂
して、さらにスピード・アップするこ
とになったわけでありまして、普通石炭

化学工業と言われておりますのは、そういうものでなしに石炭の直接ガス化の問題でございます。これについては実は技術的に今いろいろ問題がございまして、その方面の検討が先決であるということでありまして、実は通産省でも試験技術研究所というところがございまして、そこでも主としてこの問題が研究されております。生炭

問題を研究した上であります。食料の工業化試験あるいは応用試験といふふうな試験研究の補助金を出しますきにも、重要研究テーマとして取りげられて、毎年そういうものに補助

を出してあります。また今度省内で石炭化学工業につきまして技術の委員会を作りまして、関係者は全部民間のエキスパートも入ってもらいまして、石炭化学を技術的に推進させるためにどういう措置をとったらいかなというところを研究することにいたしてあります。差し当り現在のところはそういう状態です。もう少し技術的にはっきりした結論が出ませんと、それから先に前進することは、前進すると申しますが、見通しを申し上げるような段階にまでまだ至っておらないのであります。

○委員長(新谷實三郎君) ちょっと速記止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め下さい。

○堀真琴君 大臣にお伺いしたいんですが、通商局の組織を見ますと、局長のもとに十四課が置いてあるんです。その十四課を一々見てみますと、きわめてその配列がオールドメソッドがなっています。たとえば第一には通商政策課、それから輸出課、予算課という工合に並んでいるわけです。しかし中身をみますと、たとえば通商政策に関する課とか、あるいは経済協力に関する課とか、あるいは通商調査に関する課というふうなものは、大体通商政策を中心としての課と見ることができんじゃないかと思うのです。それから輸出の方面につきましても、たとえば農水産物というのがある。では農水産物に関する輸出入が取り扱われて、それ以外のものは輸出課、輸入課において取り扱われる。非常に私は事務がこのために複雑化しているんじゃないかと思

ております。それともう一つは、御承知のことと存じますが、輸出にしましては輸入にしましては、国内の産業そのものが反映しておるわけでありまして、産業関係との連絡を断ち切って、ただ貿易至上主義だけでは実益でないのではありません。そういう関係で実は非常に、御指摘のようにはオールドメソッドがなにとおっしゃいますが、実はそういう関係で若干複雑になっておまして、御指摘のありました農水産物のごときのも、これは実は農林省関係の農水産物の輸出入の、いわば農林省との連絡の窓口というふうになっておるわけではございません。まあほかの産業は大部分は通商省所管になっておりますから、そういうような窓口は要りませんけれども、この農水産物は特にいろいろむずかしい問題がございますので、この課などは、普通の課の編成方針とちょっと違っていて、輸出入ともにここで扱うという関係になっております。それから今ございました予算課、あるいは通商政策課、あるいは経済協力課という関係でございますが、これも実は予算課というものは外貨予算の編成の元締めで、大体日々の外貨予算を公表して参ります。この関係を統括する課でございますが、これも実は名前には要でございますが、そういうことでちょっと経済協力課、これは政策と申しますよりも現実の、たとえばこういうふうな海外の企業進出、これをどう扱うか、あるいは関税の問題を扱っておりますが、これはガットを初めとしまして、いろいろな現場事務もございまして、これをどうするかというふうな、現場事務に近い仕事をやっ

ております。そういう関係で実はだいぶ御指摘のような点もございまして、今回の次長二名設置に伴いまして、一つは課の所掌事務を少し整理統合いたしました、と同時に輸出振興施設、幸いにしましてだいたい予算の方もふえましたので、これを独立して扱う課を設けたいと思っております。なお通商局の事は、一応はこういうふうな課の編成で割り切ってみまして、やはり相互の関係がすぐ横の連絡がついて参りまして、単独の一つの課限りで処理し得る仕事は非常に少いわけではございませんので、次長は一応は二人置いたのに、分組は、一人の次長は、この前申し上げましたように輸出関係、あるいは既往の通商協約関係、一人の次長は輸入の関係、あるいは協定関係というふうに分けますが、できますれば、これは二人の次長がお互いに相互の仕事をやるわけで、緊密な連絡をとって、そのないようにはいたしますために同じ部屋で勤務してもらって、いわば一心同体という格好でこの通商局の仕事局長を助けてやっていただくたい、こう考えております。

○堀真琴君 今の御説明で大体わかりました。私が申し上げたのは、もう少しオールドメソッドをつけるために、たとえば輸出に関するもの、あるいは輸入に関するものを一応まとめる、幾つかの課がまとまると思っております。この点、通商政策に関するものも幾つかまとめる、まとめることができると思っております。あるいは為替関係のものもまとめる、まとめることができると思っております。この十四課をずっと通覧してみますと、これは大体三つか、四つくらいの何に整理できるので

はないかと思うのです。課を三つか四つの課にするという意味じゃないのです。現在の課をそういう工合にして、部を置くことは別としても、部を置かないにしても、何か整理することができないのじゃないか。並べ方が第一、難然と並んでおるものですか、一、二、三、四の順序をとって行きますと、そっちへ飛んだり、こっちへ飛んだりしておるわけですか。そういう意味で、これをもう少し並べ方の順序等も整理したらどうかと思ひますし、それから次長のそれぞれ行方職務については、今の御説明で大体了解できるわけですが、それにしても、何かそれを組織関係の規定の中にそういうことを含まして規定されるつもりなんですか。

○政府委員(岩武照彦君) これは特にまあ政令、あるいは省令等で次長の職務を二つに分けて規定するものもいかと思ひますので、この設置法が成立いたしました上は、大臣の通牒といったところの辺で、その分組を一応きめたい、こういうふうな考えております。それから御指摘ございましたように、この仕事を整理するとしますと、大体三つくらいの仕事に分れます。一つは渉外的な市場系統の仕事、これは通商協定も入りますが、この仕事、一つは輸出振興にからむ仕事、もう一つは輸入の仕事、大体三つに分れます。まあそういうことで、実はいろいろ部なんという話もないことはございまして、しただけでも、この際そういうふうな機構を設けることはいかがかというところで、二人の次長が分組してやっただ方が、かえつてうまく行くというところで、まあ次長を一名ふやすうにい

す。次に、遺族年金は、その年額を退職金額の百分の五十とし、それを受け

る遺族は、国家公務員共済組合法による遺族と大体同様であります。在職十年以上で在職中に死亡した者の遺族に對しても、その在職年数に應じ俸給年額の百分の十又は百分の十五を支給することといたしております。次に、一時金については、これも国家公務員共済組合法によるものとほぼ同様であり

ますが、特に退職一時金については、退職年金の支拂を重視した関係上、早期退職者に支給されるものは掛金の払い戻し程度に押えることとしたしました。第三に、公共企業体の職員と国家公務員との交流の妨げとならないように、この法律による給付と恩給または国家公務員共済組合法による長期給付との調整を講ずることとしたしております。第四に、短期給付については、国家公務員共済組合法のそれとはほぼ同様でありまして、実情に沿つて、給付に要する費用は、保険数理に

基き、公共企業体の負担金と組合員の掛金によつてまかなうものとし、負担金の割合は国家公務員共済組合法における国庫の負担割合と同じく、長期給付については五五〇、短期給付については五〇〇としております。従つて組合員の掛金率も国家公務員共済組合法による給付のための掛金率とはほぼ同程度となるものと考へております。第六に、以上申し述べました点以外、外の共済組合の組織、運営等は、国家公務員共済組合法による共済組合と同様であります。

以上が本法案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(新谷實三郎君) 本案について、ただいま政府側からは給付担当の大久保国務大臣、大蔵省から藤枝政務次官、主計局長の正示君、三公社の担当の部長が説明員として出席しておられるのでありますが、簡単な御質疑を願ひます。

な御私からも申し上げますが、国会法五十七条の三の規定によりまして、本案のように予算を伴う法律案につきましても、内閣に對して意見を述べることと相なつておられますので、この問題に關する政府の御見解をもしこの機会に伺えればお伺ひしたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めさせていただきます。

○委員長(新谷實三郎君) さつき申し上げましたが、大蔵政務次官と主計局長が見えております。

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

般的な問題については給付担当の大久保大臣からお答えするのが適當かと思ひますので、それは省略させていただきます。主として財政方面についてお答えを申し上げます。

今御提案になりました法案が、給付水準の引き上げを主として目的とされておられるようでありまして、大体現行の恩給及び共済年金の給付水準に比較いたしまして、御案内の通り三割以上の引き上げということになります。こと自体にいろいろ問題があると思ひますが、その上にこの案を御実施になりますと、三公社の負担増額が初年度において約八十六億という額になりまして、おそれることは相當に公社の経理を圧迫するのではないかと存じます。もちろんこの八十六億という問題、現行の平準保険方式によつて算出したものでございまして、これについて多少の苦心を加えるということもございまいしうが、いずれにしても相當の負担の増となり、公社の経理を圧迫するのではないかと。またこの法案が通過いたしますような場合におきましますと、早晩国家公務員及び地方公務員等との均衡の問題が出て参ると存じます。そうしたものを、この御提案になりました案と同様な措置をいたしますといたしましては、国及び地方公共団体を合へせまして、二百数十億の金額が要するようになつてまいりますので、目下の公社自体の経理状態並びに国家財政及び地方財政から考へまして、相當、困難な事態になるのではないかと。いろいろに考へまして、私どもとしては何かこのままでなく、お考えをいただかなければならないのではな

いからというふうに考へております。

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

○委員長(藤枝泉介君) たいだいま御提案になつております公共企業体職員等の共済組合法案に對する財政當局としての意見のお尋ねと存じます。全

というお話になるかもしれませんが、これだけで済まずに、国家公務員や地方公務員の問題にも波及いたしますと、その面におきまして国家並びに地方の財政に二百三十億程度の影響がある、こういうことをかたがた考えまして、これらの大きな金額を実施することとは非常に困難ではないかというふうに申し上げたつもりでございます。

○木下源吉 発議者からただいまの点について一つ御説明がありましたら願いたいと思います。

○植竹春彦 詳しい数字的なことは、今ちょうど公社の側にグラフのデーターもできておりますので、数字的なことは公社の側から御答弁申し上げて差しつかえなければそうしたいと思ひます。

○木下源吉 この問題は皆にも意見があると思いますが、いよいよお尋ねしなければならぬ点がたくさんあるうと思ひますので、きょうは私の程度でいいのです。

○委員外議員(菊川孝夫君) 私、発議者の一名として、一応今の木下君の御質問にお答えいたしておきたいと思うのであります。初年度におきまして非常に財政負担がふえるという大蔵省の数字は成り立たぬと思うのであります。で、だんだんとこれは実施されるに従ひまして、二十年後には相当なやはり財政負担にはなると思ひますけれども、今直ちに八十何億の負担になるという数字は、これはわれわれ発議者といひまして調べましたところ、ほとんどその負担増加にはならない、公社側の負担増加にはならない。多少負担増加にはもちろんなりますけれども、初年度においてそのような八十何

億の負担増加になるということはおわれわれ納得できないのであります。年金証書の書きかえを全部やりましたような場合には、そのようなことになりませんけれども、それは言っていないのであります。その点は御了解願いたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 私からちょっと事務的な点ですから申し上げますが、ただいま菊川議員が申し上げました通りに、平準保険料方式というもので私どもが一応算出をいたしました。で、政務次官が御述べになりました通りの負担増加を憂慮いたしておるのではありません。しかし、これはもとより長期経理でございますから、現実に出が生ずる場合に負担すればよろしいというふうな見地から修正を加えることは可能でございます。しかしこれはきわめて健全な長期経理のやり方がどうかにつきましては、いろいろと説が分れる点であらうと存じまして、私どもやはり一時に多くの負担がふえるという点が非常な問題でございます。すから、御承知のように、今日いろいろの年金制度につきまして平準保険料方式というものを原則としてとっておるわけでございます。そういう見地から、ただいまの私どもの考え方ですと、実質的にそういう負担が生ずるといふことを申し上げたのでございまして、これを技術的に、とにかく後年度に負担がふえるようにずらすということは、これはある程度可能かと存じます。しかしながら、それはやはりいづれの日かそれだけの負担の増があるのではありませんから、この点は私どもとしては一応考慮に入れてお考えいただきたい、こういう意味で申し上げ

た次第でございます。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑ありませんか。

○委員外議員(菊川孝夫君) 今の正示君の御発言についてであります。詳細なことは委員各位に、やはりわれわれ議員より事務当局を参考人として、いづれあらためて数字を出して説明を申し上げる意味で、私どもの説明ではどうも受け売りになるおそれがありますので、そのようにお取り計らい願いたいと思ひます。

○豊田雅彦 金銭給付のことばかりが問題になっておるようですが、この法案を見ますと、明らかに福利厚生事業をやるという法文があるわけですから、従つてどの程度の資金計画によつて、その点についての数字的に、この次にも質問したときには御答弁の詳細できるように一つ御用意を願つておきたい。

○委員外議員(菊川孝夫君) その点が現行、今やっておるのではありません。もうすでにやっておるのをそのまま引き継ぐだけでありまして、先ほど豊田委員からお話のありました中小企業に、この法案の提出によつて圧迫を加えるという点はないのであります。で、これは購買組合全数として、どこ工場でも官庁でも会社でも、ほとんど購買組合を持つていないところはないのであります。従ひまして、これを全般的の問題として購買組合を全然やめさせて、中小企業の大部分の諸君までやめさせてしまふということになれば、当然公社側の購買もやめさせることになる。これによつて一般の中小企業に負担をさせるということになればそ

なるのであります。従つてこの提案によつて福利厚生施設、特に豊田さんお話の購買部の場合には何ら現状とは変化はないのであります。現状から悪いということになりましたら、全般的な問題としてこれはお取り計らい願わなければならぬ問題と思ひます。

○豊田雅彦 その点よくわかつております。現状がすでに大きい影響を与えておるということは数字的に明らかになっていないのです。この際数字的にこれを検討する意味におきまして質問をいたします。それを明らかにしてしまふが、しこうしてこれを法律化せられれば必ずそれより大きくなつていく、またそれではなければ法律を制定してもあまり意味がない。かような法律は必ず一つの奨励的な意味を持つものだと私は思ふ。そういう意味で現状の数字を明らかにして、しこうしてそれが将来どういふふうになるかということを一応検討する必要がある。その点について質問しておきます。

○委員外議員(菊川孝夫君) その点について数字が明らかになっていないとおっしゃいますが、実はこまかに数字がありまして、年間の物品別取扱数量、あるいは購入数量は、たとえば今お話のありました運賃割引、ほとんど運賃割引は今大して影響してないと思ふのです。トラックその他も現地で購入しますから、国有鉄道の運賃割引の使用は、何枚使用して、それによつて何運賃割引になったかということとは全部出ておりますから、資料が要求されれば直ちに提出できると思ひますが、この法案の提出によつて現状に變更ないということは、これはあらかじめ御了解願つておきます。

○千葉信君 この法案ですが、提案理由の説明を聞いて直ちに質疑に入つた次第ですが、大体今までの委員会の慣例から言いますと、申し合せの上でやるにはやりました。が、異例な措置です。今日若干の質問をしようじゃないかというこの申し合せをしたあと、また新しい資料等も膨大な資料が配られております。ですから、これはもう少し、今までの問題と同じように若干の期間を置いて、法案の内容等について十分調べた上で適当な機会に委員会にかけて質問願ふこととして、今日はこのくらいにしてこの問題について、質疑は打ち切ることとした方がよいと思ひます。

○植竹春彦 今の千葉君の動議にあわせてお諮り願ひたいのは、この問題は三公社の側において数量等非常に詳しく研究しておりますので、この問題が上程せらるる内閣委員会のときには、一つ三公社、これは政府委員であります。で、参考人という資格でなければ工合悪いのですが、参考人出席発言することをお許し下さるよう委員各位にお諮り願ふことをあわせてお願いいたします。

○委員外議員(菊川孝夫君) 発議者の一人として、この問題と関連してお願ひしておきたいと思ひますが、発議者の一人といひまして、本委員会に付託されるまで、立案その他にすでに数カ月にわたつてわれわれ検討を重ね、協議を重ね、各会派の政策審議会あるいは政調会等にも関係者を派遣いたしまして御説明申し上げ、超党派的に、先ほど代表者の植竹委員から御説明下さいましたように諮議されたものでございまして、まあ他の委員会に対

してわれれとやかく申すのは失礼でございませうが、重要法案が会期末になつて殺到する模様でございますので、今日までせつかく発議するに當つて慎重にやりましたので、どうかこの国会の会期内において一つ審議を終了するように、委員会においても日給を立てていただきましたら、発議者といたしまして十分資料その他を整えまして、こちらに出席して御答弁に當ることになつたと思ひますので、どうかそれをおあわせて一つ計画を立てていただきますように、お忙がしう中をまことに恐縮でございますが、そのようにお計らい願へますれば幸甚だと存じまして一言申し上げておきます。

○豊田雅孝君 購買関係事業について詳細資料ができておるようなお話でありますから、次回には品目、金額、あるいは運賃の軽減等の恩恵についての資料を配付していただきたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) お諮りいたしますが、千葉委員のお言葉のうちに、この法律に対する本日の質疑はこの程度で終了したいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(新谷實三郎君) それではさうに取り計ります。速記をとめて。(速記中止)

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

七月二十二日日本委員会に左の案件

を付託された。

一、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十六日)

七月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

昭和三十年七月二十二日

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(昭和三十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を「石炭手当及び新炭手当」に改める。

第一条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する職員で青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県及び長野県の各区域のうち内閣総理大臣が定める地域に在勤する者に対しては、寒冷地手当とあわせて新炭手当を支給する。

第二条中第四項を第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「石炭手当又は新炭手当」に改め、同条同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 薪炭手当の額は、その支払期間を通じて、世帯主たる職員に対し

ては四千五百円、その他の職員に対しては千五百円とする。

第三条第一項中「並びに寒冷地手当及び石炭手当の支給額」を「寒冷地手当及び石炭手当の支給額並びに新炭手当、石炭手当及び薪炭手当の」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。

附 則

1 この法律は、昭和三十年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

2 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び新炭手当」に改める。

3 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第四号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び新炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。

4 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び新炭手当」に改める。

5 市町村立学校職員給与負担法

(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「新炭手当」を加える。

6 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「及び石炭手当」を「石炭手当及び新炭手当」に改める。

7 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「石炭手当及び新炭手当」に改める。

昭和三十年七月二十九日印刷

昭和三十年七月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局